

3月号

おおもり 青色便り



No.0662

一般社団法人 大森青色申告会

令和 3. 3. 1

令和 2 年分の確定申告は済みましたか？

※確定申告期限が延長されています

●所得税の申告&納付は・・・

申告期限：4月15日(木)

納付期限：4月15日(木) 現金納付の方
：5月31日(月) 口座引落の方

●消費税の申告&納付は・・・

申告期限：4月15日(木)

納付期限：4月15日(木) 現金納付の方
：5月24日(月) 口座引落の方

※申告会 3月以降の申告相談体制につきましては、
次ページ以降を参考にしてください。



[注意] 3月15日(月)申告会では確定申告の提出相談はおこないません

～～ 所得税の申告内容に誤り見つけたら！～～

※「修正申告」や「更正の請求」は証明書類や帳簿の添付など、手続きが煩雑です。また、修正申告や期限後申告をされた場合には加算税・延滞税がかかる場合があります。今一度申告の見直しをしておきましょう。

- ◆4月15日 までは 訂正申告
- ◆4月16日 以降は 修正申告又は更正の請求

会費未納の方へ納付のお願い

青色申告会は会員の皆様の会費で運営されております。当会報2面に確定申告期スケジュールを掲載しておりますが、確定申告期のご予約をとっていただく場合、令和2年度会費の未納がありますと、ご予約ご相談の受付をすることができません。先着順相談期間の場合も同様です。会費未納の方は、ご相談日当日に納付して頂くか、事前に納付して下さいようご協力をお願い致します。

また、12ヶ月以上会費が未納になりますと自動的に退会となってしまいます。未納で退会となった方が再入会されるケースが毎年見受けられますが、未納年度分の会費と合わせて翌年度分の会費も頂戴することとなりますので、ご理解ご協力の程を宜しくお願い致します。



Information



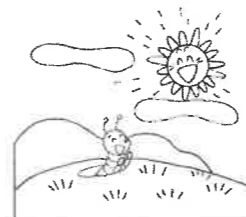
決算確定申告予約指導スタート！

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する中、令和3年2月1日(月)から当会で令和2年分決算確定申告指導がスタートしました。予約制の期間は3月8日(月)までとなっておりますので、お早めにご予約をお取りください。また、決算確定申告指導をお受けする際に指導サポート料(1口2,000円以上)をお願いしております。ご協力くださいますようお願い申し上げます。



事務局からの重要なお知らせ

3月16日(火)は創立記念日のため、
3月17日(水)・18日(木)・19日(金)は
税務研修のためお休みとなります。



青色共済・青色傷害保険に加入しませんか??

青色申告会では、会員相互の助け合い制度として青色共済・青色傷害保険等を普及推進しております。確定申告等で事務所へいらした際にご加入の検討をお願いいたします。

【青色共済】

月額1口1,000円で入院・死亡・傷害補償付
14歳～65歳までご加入可能

新規加入で
QUOカードプレゼント

【青色傷害保険】

月額1口1,000円で地震・火事・熱中症のリスクも補償
14歳～90歳までご加入可能

新規・増口で
エコバッグプレゼント

会費の口座振替のお知らせ 令和3年4月～6月分：6,000円

令和3年4月6日(火)

会費お支払にあたり口座振替をご利用頂き誠に有難うございます。次回の振替日は上記日程となっておりますのでご確認の程宜しくお願い致します。また、口座振替のお手続きがまだお済ではない方は、是非この機会にお手続きをお願い致します。

一般社団法人

大森青色申告会

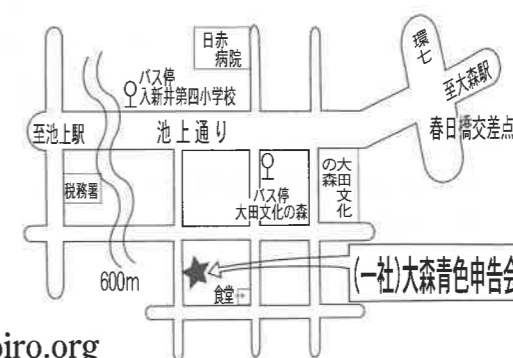
責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

Eメール : aoiro-o@nifty.com

URL : <https://www.oomori-aioro.org>



無料法律・保険相談
休止のお知らせ
繁忙期を迎え、1月から3月までの期間、無料法律相談・保険相談を一時休止させていただきます。4月下旬再開予定です。是非ご利用ください。

▶ 都税事務所からのお知らせ

—都税についてのお知らせ—

**4月から
固定資産税・都市計画税の 現所有者申告制度 が始まります (23区内)**

【制度の概要】

土地・家屋の所有者が亡くなられた際、3か月以内に、相続人など新たな所有者(現所有者)となった方から、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

不動産登記のご名義が変更されるまでは、申告に基づいて、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。

【相続登記をご検討ください】

土地・家屋の所有者が亡くなっている場合、不動産登記の名義変更をご検討ください。
なお、登記がお済みの場合は、現所有者申告が不要になります。



詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。
不動産登記簿の登記手続きにつきましては、所管の登記所へお問い合わせください。

▶ 大森税務署からのお知らせ

- 申告書作成会場(池上会館)は、3月26日(金)まで開設します。
- 3月29日(月)以降は、大森税務署内で相談を行います。
- ※ 池上会館に比べ大森税務署内の相談スペースは、狭隘になります。
申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めのご来場をお願いします。

会報配布していただいている役員の皆様へ

いつも配布いただきありがとうございます。緊急事態宣言が発出され不要不急の外出が制限されたため2月号・3月号の会報の配布を、急遽全件郵送とさせていただきます。2月号の配布でのご連絡が間に合わずご心配をおかけし申し訳ございませんでした。3月号も全会員あてに郵送にて配布いたしましたので紙面をお借りしてご案内申し上げます。

◆青色コーナー従事者研修会開催される◆

青色コーナー従事者研修会が令和3年1月26日(火)に大田文化の森に於いて行われました。大森税務署担当官をお招きし、本年のコロナ禍における青色コーナーへ臨むこと等が話し合われました。従事される役員の皆様には心より感謝申し上げます。

なお青色コーナーとは、大森税務署の確定申告署外会場である池上会館に設置されるブースであり、青色申告制度の普及推進と入会勧奨を目的に設置されます。

※当会会員の方は、青色コーナーでのご相談はご遠慮くださいますようお願いいたします。当会事務所でのご相談をお願いいたします。

大森青色申告会会員の皆様へ

確定申告期限延長にかかる指導期間のお知らせ

2月2日(火)に国税庁より申告所得税・個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月15日(木)まで延長することが決定いたしました。

大森青色申告会においては、3月31日(水)までの期間においては人員確保の問題などございますので、当初のご案内通りの相談期間で行ってまいります。なお、延長期間につきましては下記の通りご対応いたしますので何卒よろしくようお願い申し上げます。

所得税の決算確定申告個別相談

- 予約順相談期間 2月1日(月)～3月8日(月)
- 先着順相談期間 3月9日(火)～3月13日(土)
- 先着順受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時30分、土曜日は11時まで
- 納付期限 4月15日(木) 振替日5月31日(月)
- ※先着順期間は混雑する場合がございますので、出来る限り予約期間をご利用ください。

消費税の確定申告個別相談

- 先着順相談期間 3月22日(月)～3月31日(水)
- 受付時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後3時30分
- 納付期限 4月15日(木) 振替日 5月24日(月)

確定申告期延長に伴う個別相談

- 予約順相談期間 4月1日(木)～4月15日(木)
- 3月22日(月)以降お電話での予約をお受けいたします。
- 所得税・消費税で各々予約してください
- この期間にご自身で税務署に提出をお願いいたします。

ご予約は3771-8859までお電話下さい。

延長期間の予約開始は3月22日(月)からです。